

2021年（令和3年）2月22日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2020年（令和2年）5月22日付けで諮問された、「藤沢市HP「新型コロナウイルスに関連する肺炎について」更新日：2020年4月7日「中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されております。厚生労働省において、必要な情報の収集・公表が行われています」という文言について、HPから文言削除に至った経過が検証できる起案文書一式」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

「藤沢市HP「新型コロナウイルスに関連する肺炎について」更新日：2020年4月7日「中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されております。厚生労働省において、必要な情報の収集・公表が行われています」という文言について、HPから文言削除に至った経過が検証できる起案文書一式」の行政文書公開請求に対し、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が2020年（令和2年）5月13日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は、妥当である。

2 事実

- (1) 審査請求人は、2020年（令和2年）5月1日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市HP「新型コロナウイルスに関連する肺炎について」更新日：2020年4月7日「中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されております。厚生労働省において、必要な情報の収集・公表が行われてい

ます」という文言について、HPから文言削除に至った経過が検証できる起案文書一式」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月13日付けで、行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、行政文書公開拒否決定通知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈拒否する理由〉

請求対象文書については作成しておらず、起案文書等不存在のため。

- (3) 審査請求人は、同月14日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同月22日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。

- (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書によると、本件審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 2020年5月13日付け行政文書公開拒否決定通知書（所管課：福祉健康部保健所 地域保健課）の拒否する理由では「請求対象文書については作成しておらず、起案文書等不存在のため。」とするが、処分庁がなぜ作成していないのか、作成する必要があるのか等の具体的記述がなく、理由付記としては不当である。2020年4月7日付けHP掲載記事内容は審査請求書提出時点でも継続しているのであるから、削除する必要はない。何故、削除したのか具体的な説明責務が処分庁にはある。

イ 処分庁が「起案文書を作成していないため不存在であるという事実が請求の拒否理由であるため、条例第12条に規定されている理由付記の要件は満たしており、不当ではないと考える。」と反論するが、処分庁は「審査請求の理由に対する反論」する立場ではないことを理解しておらず、2020年5月13日付け行政文書公開拒否決定通知書の「拒否する理由」の繰り返しに過ぎず弁明になっていない。

ウ 処分庁は、「また、情報公開請求の手続きの際にも、文書が存在しない理由及び、ホームページ上の文言を削除した理由を丁寧に口頭で説明しており、

「判断材料の提供」に十分努めていると考える。」とするが、審査請求人は十分な説明を受けたとは思えない。

処分庁が条例及び藤沢市公文書等の管理に関する条例の目的を理解せず公開拒否決定をすることは違法に近く不当である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

(1) 本件処分を行った理由

実施機関が本件処分を行った理由は、2事実(2)〈拒否する理由〉に記載のとおりである。

(2) 審査請求の理由に対する反論

ア 審査請求人は、「処分庁がなぜ作成していないのか、作成する必要がないのか等の具体的な記述がなく、理由付記としては不当である。」と主張しているが、起案文書を作成していないため不存在であるという事実が請求の拒否理由であるため、条例第12条に規定されている理由付記の要件は満たしており、不当ではない。

イ 新型コロナウイルス感染症対策業務においては、早急な情報提供が求められることから、感染症患者が連日発生していた4月上旬においては、文書決裁等を行わず管理職の内容確認のみによってホームページの更新を行っていた。このことは、感染症拡大防止の観点から、必要な措置であった。

また、情報公開請求の手続きの際にも、文書が不存在である理由及び、ホームページ上の文言を削除した理由を丁寧に口頭で説明しており、「判断材料の提供」に十分努めている。

5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「藤沢市HP「新型コロナウイルスに関連する肺炎について」更新日：2020年4月7日「中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告されております。厚生労働省において、必要な情報の収集・公表が行われています」という文言について、HPから文言削除に至った経過が検証できる起案文書一

式」に係る行政文書の公開を求めるというものである。

(2) 本件処分について

実施機関は、請求対象文書については作成しておらず、起案文書等不存在のため、本件処分を行った。

(3) 本件審査請求について

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。

(4) 審査請求人の主張と当審査会による調査について

ア 実施機関は、行政文書公開拒否決定通知書に「請求対象文書については作成しておらず、起案文書等不存在のため。」という理由を付記した上で、審査請求人に通知した。

対して審査請求人は、審査請求書において、「処分庁がなぜ作成していないのか、作成する必要がないのか等の具体的記述がなく、理由付記としては不当である。」と主張している。

イ 当審査会で調査したところ、地域保健課におけるホームページの更新に係る事務処理は、原則として、担当者が該当するホームページの画面をプリントアウトし、課長等の決裁権者が内容を確認した上でこの余白に押印する方法で、その意思決定を行っているものである。

しかしながら、実施機関によれば、2020年（令和2年）4月15日から同年5月17日まで、市民への迅速な情報提供が求められる一方で、感染症対策に係る業務が多忙を極めており、上述した事務処理は行わずにホームページの更新を行っていたという。このこと自体は、実施機関における公文書管理の観点からは正しいとは言えないものの、当審査会において事実として認定した。

(5) 理由付記について

ア 行政文書公開拒否決定に係る理由付記については、条例第12条第1項において、「当該理由は、公開を拒否し、又は一部の公開を承諾する根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定されている。

このことから、当該理由の付記は、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実を認定して公開しない旨の決定をしたのかを具体的に記載する必要があり、付記された理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる。

イ 審査請求人が、文書が不存在である理由及びホームページ上の文言を削除した理由について、「十分な説明を受けたとは思えない」と主張していることから、実施機関は、通常とは異なる事務処理を行っていた当時の状況を踏ま

え、行政文書公開拒否決定通知書の拒否する理由欄に、「なぜ作成していないのか」までを記載することが、より丁寧な対応であったことは否めない。

しかしながら、実施機関が、本件処分において、請求の対象となる文書を作成していないことを明示していることに照らせば、文書が物理的に不存在であるという事実が、行政文書公開拒否決定通知書の記載自体から理解され得るものであり、なぜ作成していないのか、作成する必要がないのか等の具体的記述がないことをもって、理由付記が不当であるとまでは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2020. 5. 1	行政文書公開請求受付
5. 13	行政文書公開拒否決定処分
5. 14	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
5. 22	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 19	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
6. 23	審査会から審査請求人へ非公開理由説明書の写しの送付
6. 26	審査請求人から審査会へ意見書及び質問事項の提出
12. 14	審査請求人から審査会へ、口頭での意見陳述及び実施機関への質問発出機会の付与についての意向確認書提出
2021. 1. 25	審議
2. 22	答申

第18期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2020年2月1日～2022年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 青木 孝	弁護士
河合 秀樹	弁護士
田中 則仁	神奈川大学経営学部国際経営学科教授
中畷 慶子	弁護士

◎会長 ○職務代理者